

令和5年度 国の施策等に関する 提案・要望項目一覧

(ページ)

1. 重点項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策……………1~
- (2) 経済・産業・観光対策……………1~
- (3) デジタル社会・脱炭素社会の実現、地方創生・地域づくりの推進 …… 2~
- (4) 地方行財政基盤と地方分権の確立……………3~
- (5) 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備……………3~
- (6) 子育て支援・少子化対策……………3~
- (7) 社会保障の充実、生活者支援……………4~
- (8) 人材育成・人権尊重のまちづくり……………4~
- (9) 原子力発電所の安全確認……………4~

2. その他項目

- 1 新型コロナウイルス感染症対策……………6~
- 2 経済・産業・観光対策……………6~
- 3 デジタル社会・脱炭素社会の実現、地方創生・地域づくりの推進 …… 6~
- 4 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備……………7~
- 5 子育て支援・少子化対策……………7~
- 6 社会保障の充実、生活者支援……………8~
- 7 人材育成、学校教育等の環境整備 …… 8~

令和5年度 国の施策等に関する提案・要望項目 一覧

令和4年7月25日

1. 重点項目

(1) 新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房・厚生労働省 他）

- ① 感染症対策における国の司令塔機能の具体的な検討に当たっては、地方の現場での最新の感染の実相や先進的な取組を国が直接吸収した上で、対策の立案を行い、又は実行に向けてその横展開を図ることができる仕組みを構築すること。このため、司令塔機能の検討過程においても、本県を含め、現場を預かる地方と十分に協議し、その意見を確実に反映すること。
- ② 飲食店等の時短要請を中心とする現行のまん延防止等重点措置等の内容について見直しを行うことを含め、本県など地方の現場が、変化し続けるウイルスに迅速に対応し、地域ごとに異なる感染実態に即した対策を機動的に講じることが可能な制度に改めること。
- ③ 感染抑制と社会経済活動の両立を実現しつつ、次の感染再拡大を乗り越えるため、ワクチンの確保・供給及び接種体制の維持確保、PCR等無料検査の拡充、十分な治療薬の確保と安定供給、積極的疫学調査など保健所機能の強化、自宅療養者のケアや病床確保等の医療提供体制支援等、住民の生命と健康を守るために必要となる感染抑制体制を早急に確立し、強化すること。
- ④ 本県を含む地方の現場において、検査体制の強化、保健所機能の強化、病床確保等を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を継続的に確保するとともに、対象を柔軟に設定するなど、地域の実情に応じて弾力的に活用できるようにすること。

(2) 経済・産業・観光対策（経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省 他）

- ① 2年半に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、中小事業者を含め幅広い事業者がより厳しい状況に立たされている中、地域の感染対策を講じつつ地域の実情に応じた地域経済対策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額すること。なお、その配分に当たっては、まん延防止等重点措置等の適用有無にかかわらず、それぞれの地域において実情に応じた多様な感染対策と地域経済対策を講じていること等に配意したニュートラルな制度設計とすること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の長期化、世界情勢の不安定化、急激な円安の進行による原油・資材価格の高騰が中小企業等の経営を圧迫していることから、効果的な価格高騰抑制の措置を情勢に応じ柔軟に継続していくとともに、資金繰り対策、省エネ投資の促進等、地域経済を支える中小企業等への支援策を講じること。
- ③ 雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響等、今後の経済・雇用情勢を踏まえ期間の延長を含め柔軟に対応するとともに、安定的な財源確保を行うこと。また、「在籍型出向制度（雇用シェア）」を活用し、企業間での雇用過剰と人手不足の改善を進めるため、更なる制度周知等を図ること。加えて、非正規労働者の雇用への影響が広がっていることから、非正規雇用労働者等に対する生活・雇用の両面からの支援策を講じること。
- ④ 企業の事業継続を図り、地域経済を速やかに回復させるため、既に終了した事業復活支援金を参考に、支援額の増額、書類提出の簡素化等を踏まえた新たな支援制度の創設に加え、新分野への展開、事業転換・再編への取り組みを更に支援するとともに、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、借入金が増加し財務状況が悪化した中小事業者の金融支援として、政府系金融機関に加え、民間金融機関においても資本性劣後ローンなどの支援を充実させること。
- ⑤ 小学校休業等対応支援金について、個人事業主への更なる制度周知を行うとともに、委託契約を結んでいないフリーランスも支援対象とするなどの要件緩和を行うこと。
- ⑥ 壊滅的打撃を受けている観光産業、飲食店等の回復に向け、感染状況をはじめ地域の実情を踏まえつつ継続的な観光需要の喚起を図ること。また、国内外の感染状況を見極めながら適切な感染対策を図りつつ、チャーター便を含む国際線、クルーズ船等の再興など、国としてインバウンド需要の回復を行うこと。
- ⑦ 本県では宇宙産業の創出とその集積に向け、実証プロジェクト創出や人材育成などの取組を進めているところであり、本県を「宇宙ビジネス創出推進自治体」に指定するなど、地方自治体の宇宙産業振興の取組を促進すること。
- ⑧ ユネスコ世界ジオパークの取組が一層進展するよう、観光での活用や情報発信、学校教育・社会教育等の取組を推進するとともに、地方の取組に対するジオパークに特化した財政支援制度を創設すること。

- ⑨ 農林水産業者の競争力の強化に向け、畜産クラスター事業、産地生産基盤パワーアップ事業、農業農村整備事業等の十分な予算確保など、引き続き万全の対策を講じること。
- ⑩ 皆伐再造林を含め、持続的な森林整備が可能となるよう、造林事業、林道事業等に係る当初予算を十分確保するとともに、スマート林業等の推進に向け十分な予算を確保すること。また、国際情勢の影響による原油価格の高騰が国産材流通の環境に大きく波及するなど、地域木材流通のサプライチェーンへの継続的な支援強化を図ること。
- ⑪ 米価安定に向け一層の転作推進を図るとともに、「水田活用直接支払交付金」等の十分な予算確保及び現場の実態を踏まえた継続した取組への支援を行うこと。あわせて、国際的食料不足や国内主食用米の需給バランスを踏まえ、国際情勢を見極めながら、国産米の海外援助への活用を検討すること。
- ⑫ 国際情勢の影響により、燃油価格に加え、肥料価格や飼料価格、その他の生産資材等の急騰が農家等の経営を直撃しており、持続可能性を脅かしていることから、生産資材等の安定供給の確保に向け万全な支援策と予算確保を行うとともに、肥料価格に対する新たな緩和対策の創設等、飼料セーフティーネット事業の拡充、価格抑制対策の充実を図ること。
加えて、輸入依存度の高い品目の国内での増産について支援を拡充するとともに、生産費の高騰分を適正に価格転嫁できるよう、実効性のある対策を講じること。
- ⑬ 日韓暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立するとともに、漁場交代利用及び海底清掃等、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。
- ⑭ 全国的に広がる磯焼けの防止対策及び藻場による炭素固定（ブルーカーボン）の創出を各地で推進するため、地域が実施する藻場の保全や拡大のための取り組みに対する支援に十分な予算を確保すること。
- ⑮ 農林水産物の需要回復・拡大に向け、本県も含めた「G o T o イート事業」の再実施や新たな事業支援の展開等、飲食需要の喚起や地域における消費拡大等の取組に対する支援を強力に展開すること。

(3) デジタル社会・脱炭素社会の実現、地方創生・地域づくりの推進（経済産業省、内閣府、内閣官房、国土交通省、環境省 他）

- ① コロナ禍により都市の脆弱性が明らかになったことから、東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れを生み出す施策を一層強化するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現を目指し、デジタルの力を活用した地域活性化の取組を一層推進するなど、政府を挙げてこれまで以上に大胆に地方創生に取り組むこと。加えて、地域の実情に応じたデジタル実装を機動的に進められるよう、デジタル田園都市国家構想や地方創生の推進に向け、財政措置を抜本的に強化・拡充すること。
- ② 日本海側の海底ケーブルのミッシングリンク解消については、本県に海底ケーブル陸揚局を設置するとともに、都市部に集中するインターネットエクスチェンジ（IX）を本県を含め地方部に分散させ、通信環境向上による活性化を推進すること。
- ③ 光ファイバ網の整備を進めた自治体では、通信機器の更新及び維持管理に膨大な費用を要するため、その更新が滞ることで地方のデジタル実装に遅れが生じることのないよう、公設の光ファイバ網設備の機器更新等を含めた費用について、継続的に必要な財政的支援を行うこと。
- ④ 大規模な風力発電事業や太陽光発電事業等に係る許認可等の手続きにおいては、地元自治体の同意を要件とする電気事業法等の整備を行うとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築し、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任をもって事業者を指導すること。また、事業終了後の原状復帰計画を含めて審査するよう電気事業法等の整備を行うこと。
- ⑤ 政府関係機関・企業・大学の地方分散の推進等、地方の人口流出に抜本的な対策を講じること。特に政府関係機関の第2弾移転検討を進めるなど、国家戦略として大胆かつ継続的に取組を進めるこ
- ⑥ 地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくために、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。
- ⑦ 地域住民の日常生活に重要なローカル鉄道等、鉄道ネットワークについては、ひとたび失われれば容易に復活できないこと等を踏まえ、その維持・存続に向けては、収支や採算性など交通事業者側の事情のみから検討されるべきものではなく、沿線地域の意向が尊重されることが不可欠との立場に立ち、国が主導してJRと沿線自治体との協議の場を設定するほか、財政支援を含めた必要な対策を早急に講じること。

(4) 地方行財政基盤と地方分権の確立（衆議院議長、参議院議長、総務省、内閣府）

- ① 新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻に伴う資材不足や原材料・原油価格の高騰等の影響により、感染症対策や疲弊した地域経済の回復に必要な財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、別枠の加算により、臨時財政対策債の増加を抑制すること。また、財政力の弱い地方部の自治体においても必要かつ十分な対策が実施できるよう特別な措置を講じること。
- ② 今後も増加する社会保障の財源を確実に確保するため、基準税率の引き上げなどにより、これまで以上に地方交付税の財源保障機能を強化するとともに、「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」の算定等を通じて財源調整機能を適切に発揮し、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようすること。
- ③ 臨時財政対策債の残高は依然として高い水準であることから、地方交付税の法定率引上げにより交付税原資を確保し、臨時財政対策債の縮小・廃止に努めること。
- ④ 地方分権改革に関する提案募集にあたっては、地方からの制度改正に関する提案を真摯に受け止め、従うべき基準の参酌基準化や事務・権限の移譲など地方が従前より求めてきた重点課題の実現を図ること。特に、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要している計画策定について、法令の見直し等を行うこと。また、国と地方の役割分担や実質的な協議の仕組みの充実など、制度的な課題について検討すること。更に、実証実験的に権限移譲を行う「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ⑤ 参議院選挙における合区について、民主主義の在り方としての都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、憲法改正等も含め、抜本的解決を図ること。

(5) 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備（国土交通省、防衛省 他）

- ① 令和3年7月豪雨等、相次ぐ大規模災害に対し今後も備えるため、「防災・減災、国土強靭化のための5カ年加速化対策」に係る予算を確保するとともに、完了後においても国土強靭化に必要な予算・財源を別枠で確保し、引き続き予防的治水対策としての基幹的施設である河川改修、海岸侵食対策、砂防設備整備等の直轄事業の集中的促進や治水対策への支援を推進すること。
- ② 島根原子力発電所の有事に際し、周辺住民の避難行動を安全かつ実効性のあるものにするためにも、米子～境港間の高速道路整備の凍結を解除し、計画段階評価等の着手に向けた検討を進めること。
- ③ 地方創生や国土強靭化に不可欠な高速道路ネットワークの早期整備のため、山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）の早期事業化や山陰道（北条道路）・山陰近畿自動車道（岩美道路）・鳥取自動車道（志戸坂峠防災事業）の整備促進など、ミッショングリンクを一刻も早く解消するとともに、米子自動車道の全線4車線化や鳥取自動車道及び山陰道における付加車線の整備促進など、安心・安全な走行に向け進捗を図ること。
- ④ 国内RORO船定期航路の境港寄港の実現など日本海側の航路拡充を一層推進すること。また、境港及び鳥取港の機能強化を図るため、新たに改訂した港湾計画に基づき、県と一体となって早期整備に取り組むとともに、境港の新規岸壁について、令和5年度に確実に着手できる予算を確保すること。
- ⑤ 米軍機の低空飛行訓練について、住民からの苦情が多い地域においては、国の責任において騒音測定器及び監視カメラ等の監視装置を設置し、実態の把握に当たること。日米合同委員会合意を遵守するとともに、他県では陸地上空での空中給油訓練の報道もあり、住民にとって危険性の高い訓練は実施しないよう米軍に求めること。
- ⑥ 美保基地に配備されている航空機（C2等）の安全対策に万全を期すとともに、国家安全保障戦略等の改定に伴い配備する航空機の機種や機数等の変更が生じる場合、並びに、令和4年9月に全面施行される「重要土地利用規制法」について、速やかな情報提供等を行い、周辺住民や自治体の理解を得ること。併せて、美保基地周辺の生活環境整備や地域振興への特段の配慮を講じること。

(6) 子育て支援・少子化対策（内閣府、厚生労働省 他）

- ① 令和4年4月から開始された不妊治療の保険適用制度について、本県では多くの患者が選択する効果の高いオプション治療が保険適用外となつたことに伴い、自己負担額が増える見込みであることから、保険適用範囲の拡大を行うこと。また、自治体が独自の助成を行う場合の財政支援を行うこと。
- ② こども家庭庁の創設に当たっては、子どものため、子どもの権利を守る観点を第一とし、従来の縦割による弊害を廃しつつ、権限と予算と人員の十分な確保を図り、真に政策遂行力ある組織とする

こと。さらに、子ども関連の政府支出について、OECD加盟国の平均並みに引き上げることを目標に拡大すること。

- ③ 幼児教育・保育の無償化の対象を住民税課税世帯の0～2歳児に拡大するなど、子育てに係る親の負担軽減を図ること。また、地方公共団体が独自に認定・認証し、助成等の支援を行うことにより一定水準以上の質が確保された「森のようちえん」を利用する子どもについて、保育の必要性に問わらず幼児教育・保育無償化の対象とすること。
- ④ 子どもの医療費助成に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置は、未就学児だけでなく、小学生から高校生までについても廃止すること。加えて、令和4年度から実施された未就学児に係る国民保険料（税）の均等割額の減額措置について、引き続き対象範囲及び軽減割合の拡充に取り組むこと。
- ⑤ 「地域少子化対策重点推進交付金」の大幅な拡充や一層の運用弾力化も含め、地域がその実情に応じて結婚支援をはじめとした少子化対策を行えるよう、積極的かつ継続的な支援を行うこと。

（7）社会保障の充実、生活者支援（厚生労働省、文部科学省）

- ① 地域医療構想の議論や取組の推進に向けては、新型コロナウイルス感染症へのこれまでの対応や今後の感染状況に応じて、都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的かつ柔軟に対応できるよう配慮するとともに、今後、全国一律に公立・公的医療機関の再編統合ありきの検証を求めるないこと。また、都道府県において十分な検証期間が確保できるよう医療法に基づく次期医療計画の基本方針や指針等について、早期に発出すること。
- ② 深刻な医師不足が依然続いていることを踏まえ、医師不足や医師偏在の解消や中山間地における診療機能の維持・拡充等に向け、鳥取大学医学部定員について、現行の臨時定員による地域枠分も含め、恒久定員化すること。
また、令和6年4月から開始される医師の時間外労働上限規制については、地域医療に支障が生じないよう都道府県と丁寧かつ十分に協議すること。特に、医師を派遣する病院に対し、時間外労働の上限規制として設けられる「連携B水準」の実効性が担保されるよう、医師派遣を担う大学及び医療機関への丁寧な制度周知及び十分な協議を行うこと。
- ③ 生活福祉資金の特例貸付について、借入上限額に達している方へのつなぎ支援等の対応を検討するとともに、償還免除の要件緩和や受付期間延長の見直しに加え、償還が始まる借入者のフォロー等への対応を十分に行えるよう、社会福祉協議会や自治体に必要な支援を講ずること。
- ④ 令和3年9月に施行された医療的ケア児支援法に基づき、学校における医療的ケア看護職員の配置など、ニーズに即した医療的ケア実施体制の構築と財政支援等を充実すること。

（8）人材育成・人権尊重のまちづくり（内閣官房、法務省、厚生労働省、文部科学省）

- ① 令和5年度以降の実施を目指し進められている休日の部活動の段階的な地域移行について、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するとともに、教員の負担軽減に配慮したものとなるよう取組を推進すること。また、現在、各市町村が配置する部活動指導員への補助要件について、将来的な負担増が懸念されることから見直しを行うこと。
- ② 改正義務教育標準法に基づき、学校生活や人間関係への円滑な対応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図るため、全学年への少人数学級の導入を着実に推進するとともに、その際、加配定数を維持・拡充し、トータルでの教職員定数の充実・確保を行うこと。
- ③ 拉致問題は解決済みとして一顧だにせず、弾道ミサイル発射による平和を損なう行動を繰り返す北朝鮮に毅然として対応し、松本京子さんをはじめとする全拉致被害者の即時一括帰国を実現すること。
- ④ 障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消に向けて、法律に基づき実効性のある対策を講じること。また、インターネットを利用した差別表現の流布等、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立すること。
加えて、犯罪被害者の方とその家族に対する支援を法律に基づき実効性のある救済制度にすること。

（9）原子力発電所の安全確認（内閣府、外務省、経済産業省、原子力規制委員会 他）

- ① 原子力発電所の稼働に際し、立地自治体に加え、周辺自治体並びに住民の安全を確保するため、事業者に対する安全管理体制等の審査・指導監督等を厳格に行うとともに、事故発生に伴う賠償、汚染水対策の適切な処理の徹底、使用済燃料の最終処分の確実な実施等に対し、国が責任をもって対処すること。
- ② 周辺自治体に対しても財政的配慮を行うこと。

- ③ 避難計画の実効性を向上させるため、避難対策等について政府内において関係省庁と調整を図り、必要な財源措置を講ずること。加えて、UPZ内の原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の整備等について早期に対応すること。
- ④ 国際的な紛争等により高まっている原子力発電所に対する武力攻撃等への脅威に対し、外交等を通じた事態の抑制や、自衛隊等による対応、原子力事業者に対する迅速な運転停止等を含めた万全な対処方針を示すこと。

2. その他項目

要望項目	要望内容（要旨）
1. 新型コロナウイルス感染症対策 【主な要望先】 厚生労働省	① ワクチン接種の方針やスケジュールについて、事前に自治体への速やかな情報共有を図る等、自治体の接種体制の構築に必要な準備期間を十分に確保すること。また、「新型コロナワクチン接種体制確保事業」について、都道府県が行う小児接種に係る加算措置を補助対象とともに、令和4年3月分も対象とするなど、十分な財政支援を行うこと。
2. 経済・産業・観光対策 【主な要望先】 総務省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 文化庁	① 文化芸術分野の活動者、団体及び関係施設は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動や事業実施が十分に行えていないため、文化芸術団体・施設等が「新しい生活様式」に応じた対策をとりつつ、コロナ収束後の地方における文化芸術活動の一層の活性化のために、その活動基盤が維持されるよう既存補助事業に係る補助率の嵩上げも含めて地方への重点配分を行うなど継続的な支援のあり方を検討すること。 ② 特別天然記念物コウノトリの保護について、営巣地となった自治体及び人工物所有者に労力と費用負担が発生する現状に鑑み、国全体で保護するという観点から、既存制度の考え方とにらわれない柔軟な国費補助制度の充実を図ること。 ③ 消費税軽減税率制度の実施に伴い令和5年10月に導入される「インボイス制度」について、中小企業者等に混乱が生じないよう実情を踏まえた対策をとること。特に、仕入税額控除との関係で影響が及ぶ農事組合法人やシルバー人材センター等について具体的な影響を検証し、適切な措置を講じること。 ④ 豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の防疫措置に使用する防護服、マスク、手袋等の資材を国内の統発に備えて、都道府県だけでなく国も十分な量を備蓄すること。 ⑤ 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算を確保するとともに、二ホンジカ幼獣の捕獲活動経費の単価を引きあげること。 ⑥ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域活動や、農業の生産性向上と高付加価値に資する農地整備、畑地かんがい等の生産基盤整備や農村地域のため池を含めた防災・減災対策の着実な推進に十分な予算を確保すること。 ⑦ 「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田の見直しにおいて、生産者等との意見交換を行いながら、生産現場での水田営農の取組状況等を十分に検証し、今後の対応について生産者等へ丁寧に説明するとともに、畑作物の生産に支障が生じることのないような支援制度の構築を図ること。 ⑧ 森林環境譲与税について、法の趣旨である「森林の公益的機能の維持増進」が図られるよう、森林機能の保全・維持・向上の観点から、森林面積の大きい自治体により配慮した配分について検討すること。 ⑨ 多獲性魚種の集中した水揚げ時での価格安定を支える「特定水産物供給平準化事業」について、必要な予算を確保すること。
3. デジタル社会・脱炭素社会の実現、地方創生・地域づくりの推進 【主な要望先】 総務省 国土交通省 経済産業省 文部科学省 環境省	① 地方創生推進交付金などの財源措置について、十分な規模の確保に加え、財政力に応じた交付率の引き上げ及び地方の意見を踏まえた申請要件の緩和や使途の弾力的な運用を図ること。 ② バス、タクシー、鉄道などの地域交通事業者は、従来から厳しい経営状況下にあった上に、移動自粛により利用者が減少し経営に甚大な影響が生じている。将来にわたり移動手段を確保するため、国の責任において強力な経営支援措置を講じるとともに、既存補助事業の拡充や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。 ③ 地方公共団体情報システムの円滑かつ確実な標準化・共通化に向け、早期に仕様を示すとともに、市町村が自己負担を余儀なくされることのないよう、確実な財政措置を講じること。加えて、デジタル基盤改革支援補助金については、自治体の人口規模で想定事業費（補助金上限額）を定めるのではなく、実際に生じる経費を踏まえた補助制度とすること。

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>④ マイナンバーカードの普及促進の更なる取組や住基システム改修を始め、マイナンバーカード活用に伴い生じるシステム改修等に係る経費については、市町村に対して、確実な財政措置を行うこと。また、人口規模等で想定事業費（補助金上限額）を定めるのではなく、実際に生じる経費を踏まえた補助制度とすること。</p> <p>⑤ 「G I G Aスクール構想」事業の円滑な実施に向け、継続的に必要となる経費にかかる地方自治体の負担について、一層の支援を行うとともに、家庭の通信費負担軽減や、高校生の端末購入に必要な財政措置を講じること。加えて、情報教育を推進する教員の拡充を図るとともに、希望する学校へのICT支援員の配置を進めるための更なる財政措置の充実を図ること。また、遠隔授業について、学校が弾力的に標準授業時間数への算定や単位認定を行えるようすること。</p> <p>⑥ プラスチックごみの削減に向けて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で求められるライフサイクルの各段階での取組が確実になされるよう、情報発信、財政・人的支援等の必要な措置を講じること。</p> <p>⑦ 食品ロスの削減に向けて、食品ロス削減法の制定に伴う具体的な施策を推進すること。</p>
<p>4. 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備</p> <p>【主な要望先】 内閣府 国土交通省 環境省</p>	<p>① 気候変動の影響により海岸線の侵食が増大しているため、国土保全の観点から、海岸管理者が実施する海岸の侵食対策に一層の財政的支援を講じるとともに、直轄海岸工事区域の拡充を図ること。</p> <p>② 被災者の生活復興に大きな効果のある「災害ケースマネジメント」による支援を制度化すること。</p> <p>③ 損害割合が10%以上20%未満の住家が対象となった災害救助法による住宅の応急修理について、対象を損害割合10%未満の住家にまで更に拡大すること。</p> <p>④ 日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保等の観点から、山陰における新幹線も含む鉄道の高速化整備を推進すること。なお、新幹線整備にあたっては、整備に係る予算を拡充するとともに、地方負担のあり方や並行在来線の経営分離方針の見直しなど、国家戦略的観点から幅広く検討すること。</p> <p>⑤ 地方の道路整備に必要な社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金が減少していることから、道路予算の総額の拡大や制度の拡充を図り、整備が遅れている地方に重点配分すること。</p> <p>⑥ 国土交通省等直轄事業における地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して、より一層の配慮を行うこと。</p> <p>⑦ 大橋川下流域にあたる中海の護岸整備については、地球温暖化に伴い近年多発する高潮や集中豪雨による被害も勘案し、湖岸堤の整備促進を図るとともに、窪地対策などの水質浄化対策並びに汚濁原因等の解明や海藻が果たす自然浄化機能等の調査研究など、水質保全対策を国の責任において推進すること。</p> <p>⑧ 市町村の上下水道施設の更新や耐震化等に係る財政支援の拡大を図ること。加えて、市町村の上水道に統合後の旧簡易水道施設整備に対する国庫補助について継続した支援制度とした上、地理的条件や資本単価等の採択要件を緩和し、施設の撤去に関する事業への支援を拡充するとともに、交付率の引上げも行うこと。</p> <p>⑨ 空き家対策の一層の推進のため、その着実な実施に向け更なる制度改革について引き続き検討するとともに、所要の財政措置の充実・確保を行うこと。</p>
<p>5. 子育て支援・少子化対策</p> <p>【主な要望先】 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>① 幼稚園教諭の確保・定着に向け、更なる待遇改善や配置基準の見直しに加え、保育料無償化の見直しにあたっては、施設の課題、要望等を十分に把握し、現場の実態にあったものとなるよう取り組むこと。</p> <p>② 保育士の確保と定着を一層進めるため、更なる待遇改善と配置基準改善を進めるなど、実効性ある制度設計に重点的に取り組むこと。</p> <p>③ 児童養護施設等の地域分散化、高機能化等を推進するため、児童入所施設措置費を確実に措置すること。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>④ 産後ケア事業が母子保健法上の事業に位置付けられたことから、産後ケアを行う医療機関・助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、技術的助言や財政支援を講じること。</p> <p>⑤ 子どもの安心・安全の観点から、統一的基準に基づき施設等への指導監査を可能とする法的整備に加え、事故・犯罪の防止に向けた防犯カメラの設置に対し、施設種別（公立・私立）を問わず財政支援を行うこと。</p>
<p>6. 社会保障の充実、生活者支援</p> <p>【主な要望先】 内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>① 手話言語法を制定すること。</p> <p>② 地域包括ケアシステムの実現に向け、自治体病院が中核的な役割を担っていることから、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の充実や多職種連携などの地域包括ケアシステムの推進に係る交付税措置を拡充するとともに、自治体病院が療養病床等から介護医療院へ転換する際に、病院経営に影響が生じないよう転換前の病床と同等の交付税措置を新設すること。</p> <p>③ 看護師の確保及び離職防止のため、引き続き、処遇改善、職場環境整備のための施策を充実し、性別を問わず業界に参画できる環境づくりを整備すること。</p> <p>④ 薬剤師確保対策を行う地方の取組への財政支援など定着対策を行うこと。</p> <p>⑤ がん検診の実施主体を明確にするとともに、受診の利便性を担保するために、労働安全衛生法等に基づく健康診断に併せて実施する体制や保険者の費用負担に関するスキームを整備するなど、全ての国民ががん検診を確実に実施できる法制度を確立すること。また、がん診療連携拠点病院の機能強化等に資する財政支援等を充実すること。</p> <p>⑥ 将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて地方に支障や負担が生じることのないよう、あらゆる対策を講じること。また、都道府県ガバナンスの強化に向けた普通調整交付金の見直しの検討については、地方の意見を十分に反映させること。</p> <p>⑦ 国保総合システムの改修は、通常の更改に比べ費用の掛かり増しが生じることから、審査支払手数料等、市町村等保険者の追加的な財政負担が懸念され、ひいては保険料への転嫁を回避するため、国による所要の財政支援を行うこと。</p> <p>⑧ 喫緊の課題である介護人材の安定的確保に向け、低い賃金で働く職員の処遇の改善につながる制度設計を強力に進めること。併せて、介護職の認知度向上・イメージアップのための情報発信に取り組み、性別を問わず業界に参画できる環境づくりを整備すること。</p> <p>⑨ 就労系障害福祉サービスの報酬設定については、改定後も引き続き実態を把握・検証し、十分な支援が行えるよう必要に応じ見直すこと。中でも、施設外就労加算の廃止に伴う影響が懸念されることから、制度の再創設やこれに代わる報酬制度を創設すること。また、障がい児・者の地域移行を進めるためのグループホームなどの施設整備に対する財政支援を充実すること。</p> <p>⑩ 生活保護基準の検証に当たっては、今後も地方の実態を十分考慮し、級地区分の見直しや夏季加算の創設等について検討を行うこと。また、生活保護処理基準について、公共交通の未整備な地方においては生活するに当たって自動車が必要であることに鑑み、自動車の保有・使用に係る運用要件を緩和すること。</p> <p>⑪ 生活に困難を抱える誰もが経済状況等に左右されず地域で安心して暮らすため、子どもの居場所づくり・学習支援、DV被害者支援等、コロナ禍により顕在化した孤独・孤立への地方自治体の取組について、必要に応じた財政支援を強力に講ずること。</p>
<p>7. 人材育成、学校教育等の環境整備</p> <p>【主な要望先】 文部科学省</p>	<p>① 少人数学級の導入に伴う教室不足解消のため、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。</p> <p>② 新学習指導要領の円滑な実施による教育の質の向上と働き方改革の両立を一層推進するため、小学校専科教員の加配措置を次年度以降も拡充すること。また、民間委託による外国語指導助手の配置についても財政措置を行うこと。</p> <p>③ 学校現場における教職員の多忙解消・負担軽減のため、教員業務支援員、部活動</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>指導員の配置を拡充するための財政支援を充実すること。また、優秀な教員の人材確保に向け、給特法の見直しや給与制度への財政措置を行うこと。</p> <p>④ 学校現場において教職員が児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、養護教諭の配置の充実を図るとともに、看護師、理学療法士等の専門スタッフについても標準法において定数配置化すること。</p> <p>⑤ 保育施設等での就学前の効果的な支援及び配慮が就学後も切れ目なく適切に受けられるよう、支援体制の整備に係る人件費等について、補助事業（補習等のための指導員等派遣事業）に係る対象要件を拡大するなど必要な措置を講じること。</p> <p>⑥ 小・中学校における発達障がい等の児童生徒数が増加傾向であることから、通級指導担当教員の基礎定数化及び通級指導を行う高等学校も含めて特別な支援を必要とする児童生徒に対する必要な措置を充実させること。</p> <p>⑦ 不登校など教育上特別の配慮を要する児童生徒に対し適切な指導を行うため、教育支援センターにおける事業拡充（ＩＣＴ等による学習支援）や運営経費への財政措置を講じること。</p> <p>⑧ 様々な事情により学校に通えない義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に対する運営費支援やフリースクール等に通う児童生徒に対する経済的支援制度を創設すること。</p> <p>⑨ 義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、私立高等学校と同等の就学支援金の支給制度を創設すること。</p> <p>⑩ 公立学校の老朽化対策、非構造部材の耐震対策等の各種事業の実施について十分な予算を確保するとともに、補助要件の緩和及び補助率等の引上げを行うこと。</p> <p>⑪ 高等教育の無償化の対象となる高等教育機関の要件のうち、専門学校の収容定員充足率については、学校関係者や自治体の意見を聴き、地域の実情を踏まえて見直すとともに、職業実践専門課程を有する専門学校に対する財政支援措置を講ずること。</p>